

[告発人 野村]

僕も警察の仕事全くわかんないじゃないですかね。課長の一声で、何もできなくなるような、そういうところがあるのも。桜井さん、課長でしたっけ？

[桜井警部補]

いえいえ。ただの・・・

[告発人 野村]

そういうのも、よく分かってて、毎年のように拳銃自殺をする人が多発してて、到底、まともな組織じゃないことは想像つくし、こういう告訴・告発に関して、あなたの方が、じゃなくて、全体として、もうとにかく、もうできるだけ避けようとする傾向が、本当に目に余るぐらい、本当になかなか出ないけどあるのはよく分かる。だから、僕は、これ前も言った通り、受理してもらう前提でね、引き下がらないね。これ受理して欲しい。受理できないんだったら、できない理由を、明らかにして欲しいんです。

[桜井警部補]

今すぐっていうのは、ちょっと・・・まだ待ってください

[告発人 野村]

あのね、あらかじめ・・・あとね・・・あれ、桜井さん異動なんですよ？

[桜井警部補]

私はですね、刑事課にはいます。いるんですけど、扱う事件が変わってくるんで。

[告発人 野村]

ここにいるんですね。

[桜井警部補]

刑事課に

[告発人 野村]

ああ、はい。

[桜井警部補]

告 2 1 6 - 3
(告 2 1 6 - 2 の反訳)

だから、次に来る係長に引き継ぐ形になるんですよ、これを。なので、まず、私、居ますけど、若干時間をいただきたい、というのは、本当、正直なところですよ。それは、本部と私もやり取りしますけども・・・

[告発人 野村]

あのね、僕は、ここで・・・確認してるのは、今日初めて持ってきたわけじゃない。

[桜井警部補]

はい。

[告発人 野村]

はじめて持って来たわけではなく、どういう内容なのかっていうのは、ある程度、ご覧なってる。僕も容易に想像つくのが。

だから、すぐに「いや裁判だ」「告訴だ」とか言う人って、ほとんど、もう、法律なんか分かってなくて、感情で「何とかしてくれ」みたいな人が8割なわけですよ。そういう人たちのやつを受けてたら、警察がパンクしちゃうんで、当然、「弁護士さんにちゃんとやって」というのは当たり前のことであって、そこで「こんなじゃ無理だよ」と言われるのは、分かんなくもない。

ただ、僕は、そのレベルとは、全然違う。全然違う。弁護士に頼んで、ここまですとめないですよ。もう予め打診してる。一応、法律の中には、刑事訴訟法の中に・・・でしたっけ？刑法、刑事訴訟法の中に、何人も告訴告発できる、と約定されてる。それを断る理由はない。

それ受け取った後で、何もしない、っていう、捜査しないっていうのは、あなた方の自由で、それを僕、制約するつもりは全くないし、全くない。ただ、実際、時効になってないものもあるんで。これをあなた方が、受け取らなければ、本来だったら、どんどん進んで、公訴までいく可能性があるものを、どんどん時間を経たせて、裁判官が公訴を検討するところまでいかなくて、それによって、今日、あなた方が時効を止めてしまう・・・時効を進めてしまうことにも繋がるし、その権利、あなたにもないんで。それをどうするか、吟味した上で、僕に聞くか、突っ返す・・・

告 2 1 6 - 3
(告 2 1 6 - 2 の反訳)

突っ返すはないでしょうけど、あの捜査するしない、送る送らない・・・それをどうするかあなたの自由。でも、多分、本当に受理することを妨げる理由は何もない。だから、僕は受理を求めたいんです。「それは絶対できない」ってことであれば、明確な回答が欲しい。こうこうこういう理由で受け取れない。いや今は預かりだと・・・

[桜井警部補]

はい。

[告発人 野村]

その理由を明確にしてほしいんです。

[桜井警部補]

今すぐ、ちょっと、これを理解するまで時間かかるんで、時間いただいていいですか？

[告発人 野村]

ちょっと待ってください。構わないですよ。他の人に見せないといけないかもしれないですし、その上で・・・でも、駄目なときは駄目な理由が欲しいんです。それがなければね、今日、受理したと。日付も入ってるんでね。

[桜井警部補]

はい。なるほど。今、すぐには・・・

[告発人 野村]

今じゃなくていいですよ。でも当然・・・

[桜井警部補]

見させてもらって、他の人も見てもらって、当然。私だけじゃなくて。その上で、受理できるかどうか、っていうところを回答しますから。

[告発人 野村]

できないときには、できない理由がないと駄目ですからね。

[桜井警部補]

はい。

[告発人 野村]

これ、いずれ、僕は公開しますから。

[桜井警部補]

何かさっき書いてあった。

[告発人 野村]

公開する。その中には、関係法令とか、違法性阻却事由を見ながら、「ここは隠した方がいいだろう」と。当然、僕が、損害賠償を受ける可能性もあるから。そういうことを鑑みても、告発に対して。逆に、僕はお金欲しいぐらいで、ここまで何百時間も使ってやって、捜査官が1人でやったら、何百万もかかりますよ。それをボランティアでやって、表に出す出さない・・・表に表に出さなくても、出さなければ、損害賠償はないでしょうけど、僕はリスクばかり負って、あなた方は、門前払いをしようとする。

門前払いを。今はしてないけどね。それはバランスが取れないし、そういうことやってたら、経済犯罪はなくなる。やりたい放題になる。いつまでも。

[桜井警部補]

私たちも、本当にお取ることできないですからね。情報を取るなんてことが、なかなかできない。

[告発人 野村]

だから、民間を入れたんですよ。それを入れたのは、収賄側は、大体いつも黙り込みますよ。前にも言ってる通り、「領収書の要らないお金です。お受け取りください」と持ってくるもんだから、絶対漏れないですよ、お金は。でも贈賄側の方で、だいたい表に出るんですよ。贈賄側が逮捕されたのに、収賄側に一切いいかないってこともありますけどね、不思議なことに。でも、贈賄側が口を割れば、それは、あの収賄側に対して、捜査することだってできるんで。それを本当にやるかやらないかは、あなた次第でね。あなた、桜井さんがじゃなくて、警察がそれをやりた

がらないことはよく分かる。

そんなことよりも、「やらないから」「なかったことしてるから」と、「貸しだぞ」みたいなことを、裏でやってるんだろうなあ、と推測することも・・・憶測ですよ。憶測です。でも、その政治関係っていうのは、そういうところがすごく感じられる。

[桜井警部補]

そんな気がしますよ。

[告発人 野村]

だから、僕もそれなりに覚悟を持って、公開するんでね。あなた方が受け取ろうが受け取るまえが、捜査しようがしまいが公開する。リスクを負って、公開する。WEB で公開しますよ。出版社にだってアピールしますよ。書籍だって出すかもしれない。テレビが食いつきはしないでしょうけど、でも、できることは全部やる。もう見てられない。この経済犯罪、オリンピックだけじゃないですよ。どこでもそうですよ。

[桜井警部補]

そうですね、

[告発人 野村]

すさまじいもんですよ。犯罪放置国家ですよ、ほとんど。

[桜井警部補]

選挙、出られるんですか？今回。

[告発人 野村]

言いました？そんなこと。

[桜井警部補]

いや、なんか、選挙がどうのこうのっていう、この間、電話入れて、「4月は選挙で忙しい」ってのは、聞こえたんで。出るのかなあって。

[告発人 野村]

検討中です。

[桜井警部補]

そうなんですね。町議ですよ？

[告発人 野村]

出るとしたら、町議ですかね。

[桜井警部補]

議員になって、例えばですよ、なったとしたら、これが何か足かせみたいなことはないですか？分かんないですけど、想像みたいな感じで言ってるんですけど。

[告発人 野村]

いやあ、足かせっていうか、マイナスになるかもしれない。プラスにはならない。プラスになるかもしれないし、マイナスになるかもしれない。多分、プラスに評価する人よりも、マイナスに評価する人の方が多いですよ。一般的人は、みんな分かんないから。「一生懸命やってるのに。なんでそんなことするんだ？」みたいな人の方が多いですよ。

[告発人 野村]

すいません。分かりました。ちょっと見さしてもらいます次くる係長にも見てもらいます。もう、その人の方が私からしたらスペシャリストだと思ってるんで。

[告発人 野村]

その人、いつごろ来ます？

[桜井警部補]

4月1日からなんで。ちょうどいま、移動時期なんで。

[告発人 野村]

分かりました。じゃあ、ちょっとすいませんけど。

[桜井警部補]

すいません、ちょっと時間を・・・